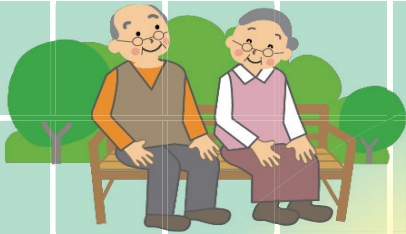


新宿区の財政



後期高齢者医療特別会計
75億円

介護保険特別会計
261億円

国民健康保険特別会計
353億円

令和3年度
新宿区
当初予算
2,266億円

一般会計 1,577 億円



新宿区は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計の予算を編成し、みなさんに身近な行政サービスを行いつつ、堅実な行財政運営に努めていきます。

令和3年3月

 **新宿区**
SHINJUKU CITY

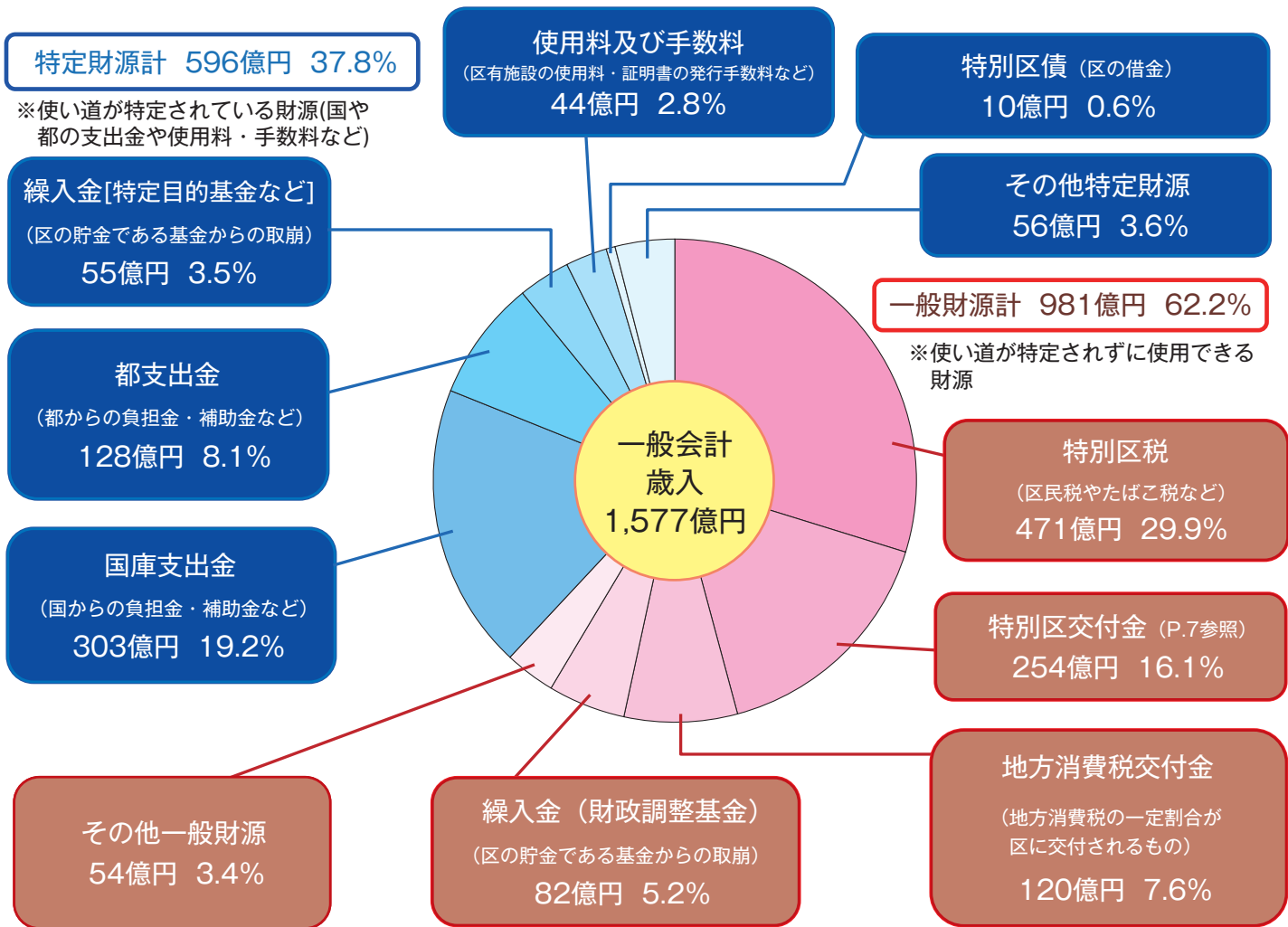
I 収入と支出

収入の内訳

令和3年度一般会計歳入予算

新宿区の収入（歳入）は、区民の皆さんが納めた特別区税や地方消費税交付金、都から交付される特別区交付金などの一般財源と、国・都からの補助金や施設の使用料などの特定財源で構成されています。

令和3年度一般会計歳入予算総額1,577億円のうち、一般財源では、特別区税が471億円で歳入全体に占める割合が29.9%、特別区交付金が254億円で16.1%、地方消費税交付金が120億円で7.6%と続いており、財源不足額として取り崩す財政調整基金からの繰入金は82億円で5.2%となっています。特定財源では、国庫支出金が303億円で19.2%、都支出金が128億円で8.1%となっています。



◎ポイント1

区民の皆さんに身近な行政サービスに必要な費用の多くは、特別区税をはじめとする使い道が特定されずに使用できる「一般財源」でまかなわれています。この割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。

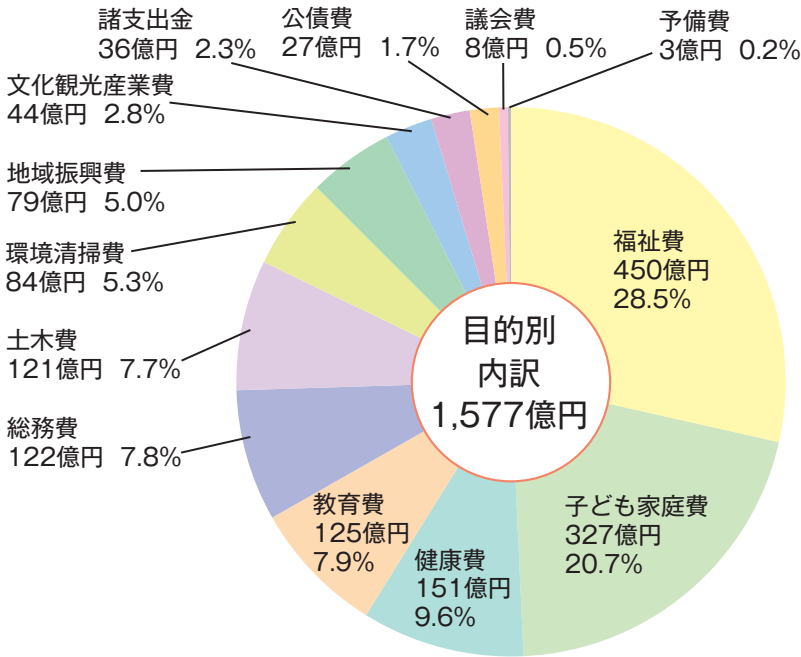
一般財源の収入は、個人所得・法人所得あるいは消費動向等によって大きく左右されます。3年度予算では新型コロナウイルス感染症の影響により、一般財源収入が大幅に減少しました。この一般財源の減少を補うため、財政調整基金や減債基金をはじめ、社会資本等整備基金などの特定目的基金を取り崩し、これまでに培った財政対応力を有効に活用しました。

なお、一般財源である地方消費税交付金のうち、消費税引き上げ相当額については、障害者・高齢者等への支援、国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度へ充当するなど、社会保障の充実に活用しています。

支出の内訳

令和3年度一般会計歳出予算

1 目的別内訳



新宿区の令和3年度の一般会計歳出予算を目的別に見ると、福祉費450億円と子ども家庭費327億円をあわせて777億円となっており、全体の49.2%を占めています。

この次に、健康費、教育費、総務費、土木費が100億円規模で続きます。

予算総額を、1万円に置き換えて、その使い道を見ると、福祉費に2,850円、子ども家庭費に2,070円、健康費960円、教育費790円と続きます。

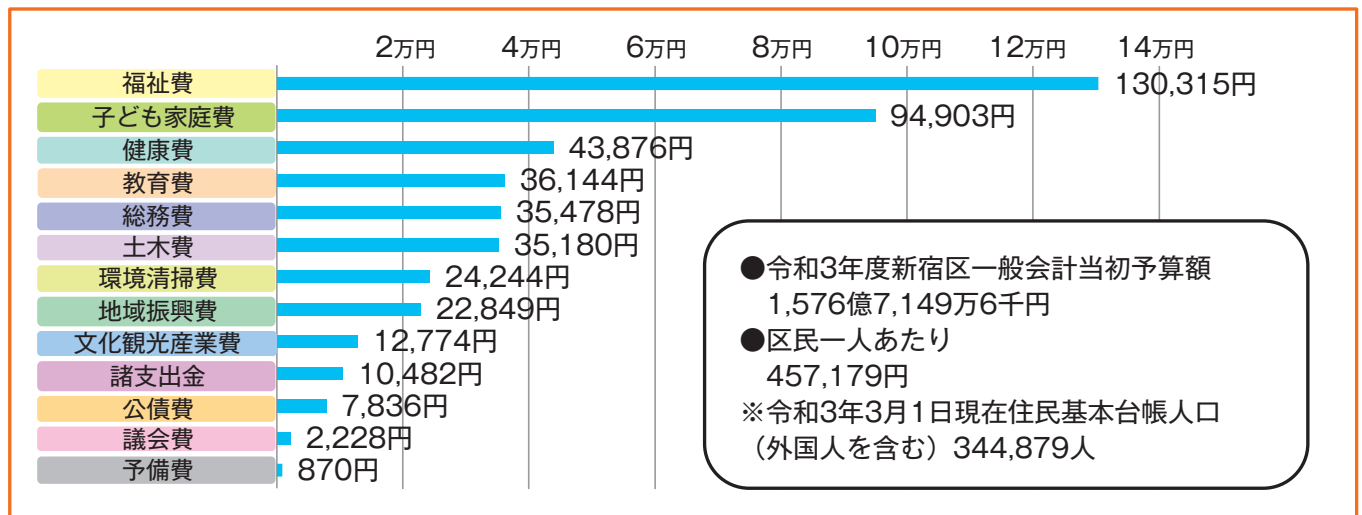
また、区民一人あたりの歳出予算の総額は、457,179円となります。

◎歳出予算（目的別）1万円あたりの内訳

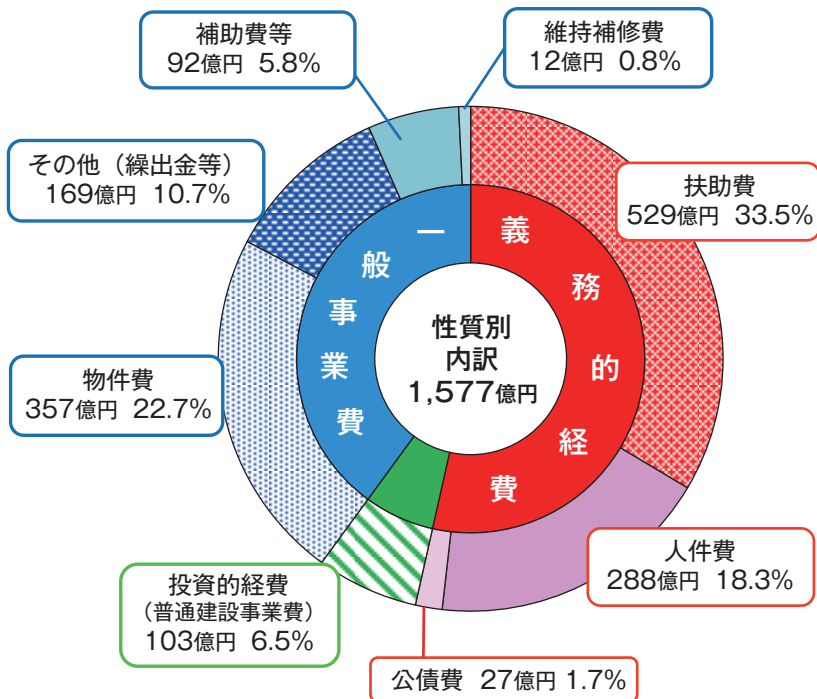
予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,850円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 2,076円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 960円	教育費 小・中学校、図書館などに 791円	総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 776円
土木費 道路、公園、都市計画などに 770円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 530円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 500円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 279円	諸支出金 区の貯金(基金)の積立などに 229円
公債費 区の借入金(区債)の返済に 171円	議会費 区議会の運営に 49円	予備費 予算の不足に備えるために 19円	合計 10,000円	

◎歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳



2 性質別内訳



令和3年度の歳出予算を性質別に見ると、次のようになります。

性質別歳出予算には大きく分けて、支出が義務付けられている義務的経費、区の施設や道路、公園などを整備する投資的経費及びその他の経費として一般事業費があります。

義務的経費のうち、私立保育所保育委託や住宅確保給付金などの扶助費は529億円で全体経費の33.5%を占めています。職員の給料などの人件費は、288億円で18.3%、区の借金の返済などに充てる公債費は27億円で1.7%となり、義務的経費は844億円で、全体経費の53.5%を占めています。

投資的経費は、103億円で全体経費の6.5%となっています。

一般事業費のうち、区有施設の管理運営や区が行政サービスを提供するための

事務経費である物件費は、357億円で全体経費の22.7%を占めています。国民健康保険や介護保険などの特別会計に支出する経費である繰出金などが169億円で10.7%、補助費等は、私立保育所や障害者就労支援施設などが行う事業への補助経費などで、92億円、5.8%となっています。

◎前年度比較

単位：億円

	令和3年度		令和2年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	844	53.5%	828	53.7%	16	1.9%
人件費	288	18.3%	283	18.3%	5	2.0%
扶助費	529	33.5%	522	33.9%	7	1.3%
公債費	27	1.7%	23	1.5%	4	15.7%
投資的経費	103	6.5%	109	7.1%	△6	△5.4%
一般事業費	630	40.0%	603	39.2%	27	4.4%
うち物件費	357	22.7%	333	21.7%	24	7.2%
歳出合計	1,577	100%	1,540	100%	37	2.4%

※項目単位で四捨五入しているため合計と合わない場合があります

◎ポイント2

令和3年度予算は、「新たな日常」を基軸として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を最優先事項として位置づけ、編成しました。「新たな日常」への対応経費としては、感染防止対策として、検査体制の充実や保健所機能の充実のほか、経済対策経費として融資資金の貸付や文化芸術復興支援事業など、区民生活支援経費として住宅確保給付金など、総額25億円を計上しています。

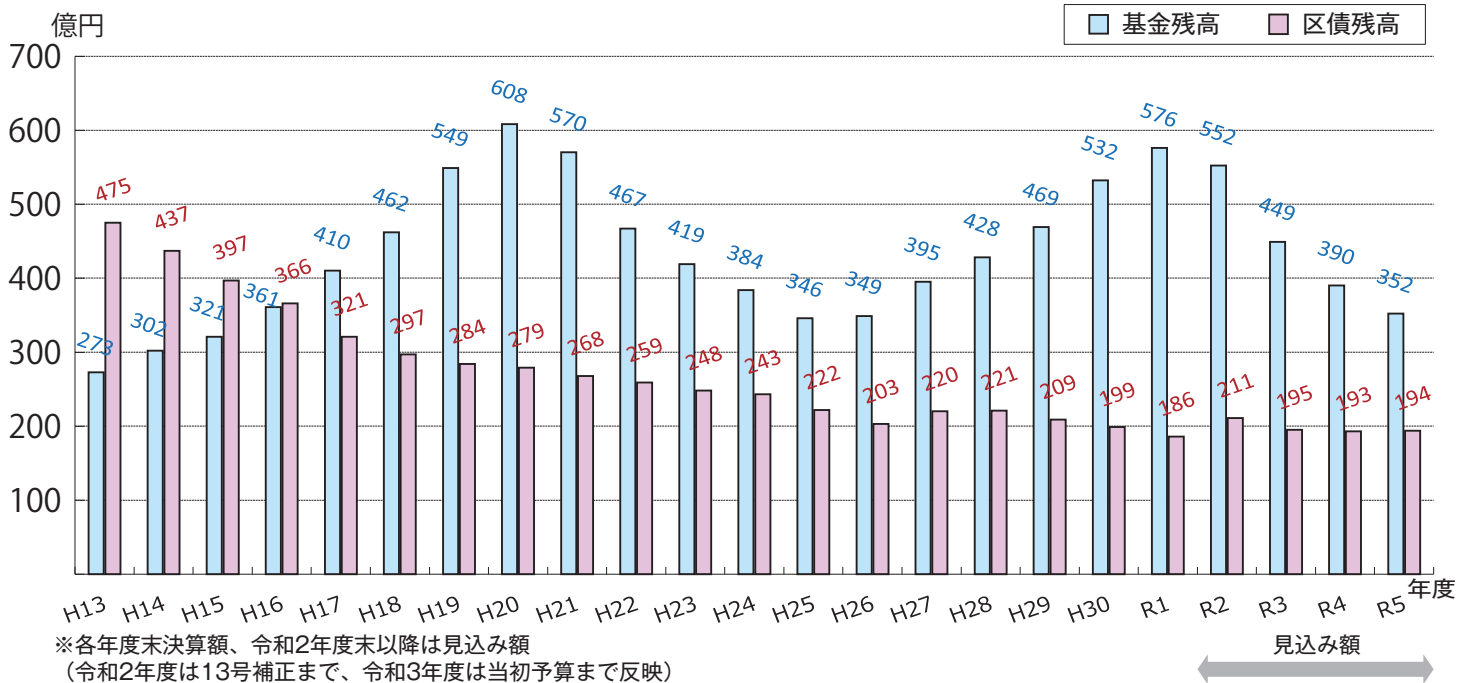
また、高齢者や子育て世代への支援など誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域の特性を活かしたまちづくりなどの財政需要に的確に対応するため、予算を重点的に配分した結果、一般会計の当初予算の規模は、1,577億円で過去最大となりました。

性質別内訳では、義務的経費のうち、保育委託や住宅確保給付金などの扶助費の割合が全体の3割以上と大きく、区の財政構造は硬直化していることを示しています。また、今後、社会保障関連経費や物件費の増加傾向、公共施設の老朽化などにより、必用経費は将来に向かってさらに増加することが見込まれます。

II 財政状況

区債と基金

区債と基金の残高推移と今後の見込み



区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区は着実に償還を進め、平成13年度には、その残高が475億円ありましたが、令和元年度では186億円となり、2年度は211億円となる見込みです。

区の貯金である基金は、リーマンショック以降の厳しい経済環境の中で、21年度から25年度までの5年度にわたり、有効活用を図った結果、残高は20年度末の608億円から346億円へと262億円もの減となりました。

その後、堅実な財政運営や各種基金への積立てを行い、財政対応力の涵養に努めた結果、令和元年度の残高は576億円となりました。2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特別区税等の一般財源に大きな伸びが期待できないため、残高は大幅に減少し、5年度では352億円まで減少する見込みです。

区民一人あたりの残高（元年度末）

区債残高

53,624円

基金残高

165,863円

※令和2年4月1日現在 住民基本台帳人口（外国人を含む）347,570人

◎ポイント3

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、景気回復が不透明な中であって、今後暫くは区税等の一般財源に大きな伸びが期待できない一方で、区民生活を支え、必要な施策を着実に展開していくためには、安定した財政基盤を確保することが必要です。

コロナ禍によって、歳出が膨らみ、歳入が減少する状況の中で、世代間の公平性や後年度負担にも十分配慮しながら、区債については適債事業を選定し、効果的に活用します。また、基金については、財政調整基金のほか、その他特定目的基金も可能な限り活用していきます。

財政指標等からみた新宿区

一般会計決算

単位：百万円

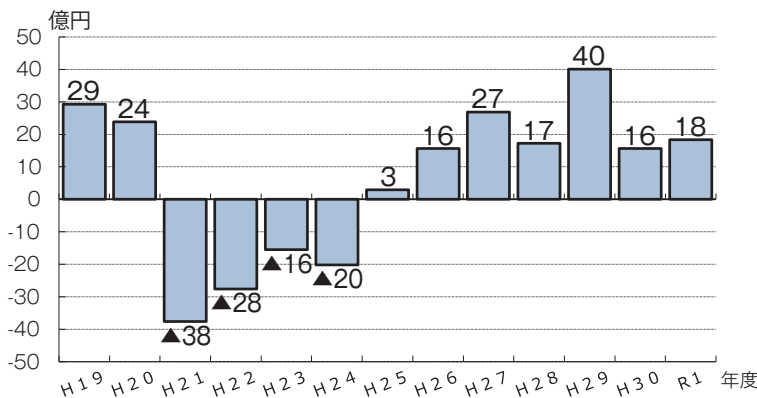
区分	元年度	30年度	増減率(%)	区分	元年度	30年度	増減率(%)
歳入総額 A	149,810	146,551	2.2	単年度収支 F	△480	△1,506	
歳出総額 B	146,235	141,971	3.0	財政調整基金積立金 G	2,318	3,073	△24.6
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	3,575	4,580	△22.0	繰上償還金 H	0	0	
翌年度に繰り越すべき財源 D	163	689		財政調整基金取崩額 I	0	0	
実質収支 (C) - (D) E	3,412	3,892	△12.3	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	1,838	1,566	

※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

令和元年度一般会計決算では、歳入総額(A)が、1,498億円、前年度と比べ33億円、2.2%増となり、歳出総額(B)は1,462億円、前年度と比べ43億円、3.0%の増で、ともに過去最大のものとなりました。

また、元年度の実質収支(E)から30年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」(F)△5億円に、財政調整基金積立金(G)23億円の積立てを加えた18億円が、「実質単年度収支」(J)で7年連続黒字となりました。

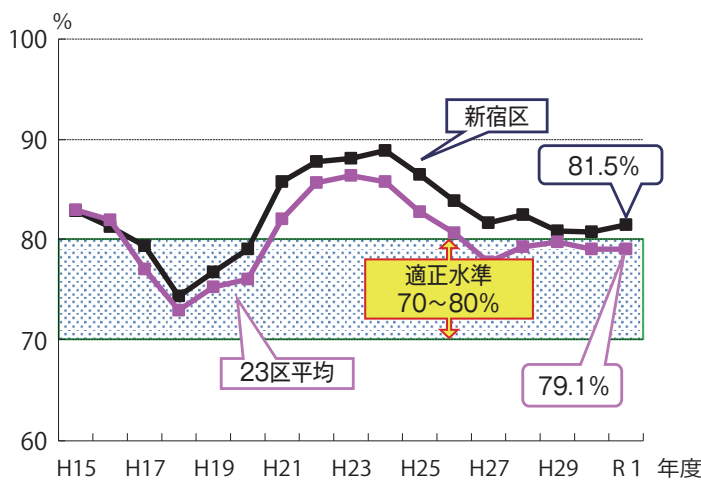
実質単年度収支



実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立てのような実質的黒字要因を加え、財政調整基金の取崩しのような実質的赤字要因を差し引いた数値で、その年度の実質的な収支をあらわします。

左表をみると、21年度から4年連続で赤字でしたが、景気が回復基調に転じたことや、これまでの事務事業の見直しなどにより、25年度以降は、黒字となっています。

経常収支比率



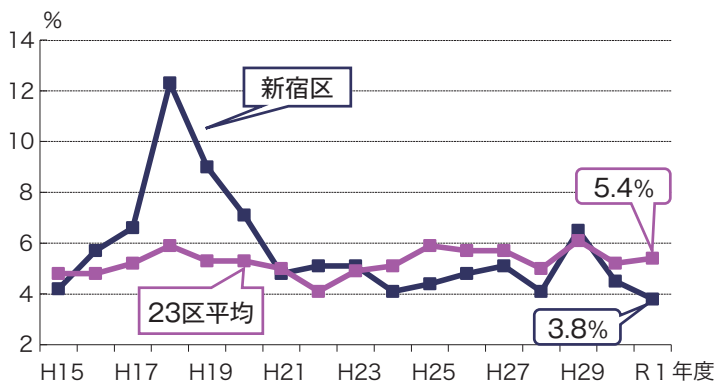
経常収支比率は、経常的経費（人件費や扶助費、公債費といった義務的経費及び物件費など、毎年度決まって支出される経費）に充当された一般財源の額が、経常一般財源（区税や特別区交付金など、毎年度の経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える一般財源）の合計額に占める割合で、財政構造の弾力性を測る指標です。

経常収支比率が低いと、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることとなります。一方、経常収支比率が高くなると、財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区の経常収支比率は、元年度決算では、特別区民税等の経常一般財源総額が2.2%増加したものの、義務的経費の増に加え、物件費の増などにより、経常的経費充当一般財源等が3.2%の増となったため、前年度に比べて0.7ポイント増の81.5%と悪化しました。この数値の適正水準は、70~80%とされていますが、区の財政構造はさらに硬直化の度合いを高めています。

※財政指標の「経常収支比率」、「実質収支比率」、「公債費負担比率」及び「財政健全化判断比率」については、総務省の定める基準に基づき、区の一般会計を再構成した「普通会計」から算出したものです。

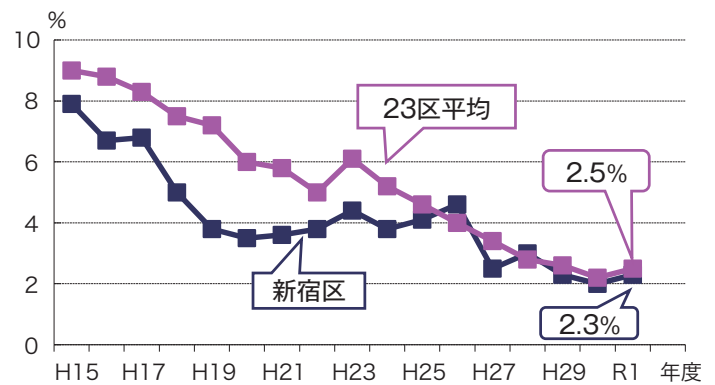
実質収支比率



実質収支比率は、財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を、標準財政規模に対する比率で表した指標で、元年度決算では、3.8%となっています。

※標準財政規模とは、地方税や地方譲与税などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示します。

公債費負担比率



公債費負担比率は、使い道が特定されない財源(一般財源収入)のうち、区債の返済(公債費)に使われた割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。元年度決算では、2.3%で、前年度と比べて増となっています。

財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められています。

○ 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す指標であり、元年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

○ 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す指標であり、元年度決算では、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は算出されません。

○ 実質公債費比率 △3.7%

公債費に債務負担行為などの支出(準元利償還金)も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標(直近3か年度の平均値)であり、元年度決算では、前年度と比較して0.1ポイント増となりました。

○ 将来負担比率

区債残高等の将来負担額から基金残高等の充当可能財源を差し引いた額の、財政規模に対する割合をはかる指標です。

元年度決算では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいため、将来負担比率は算出されません。

◎ポイント4

令和元年度決算は、実質単年度収支が7年連続の黒字となり、各種基金残高を一定規模確保できましたが、経常収支比率は81.5%、0.7ポイント悪化し、区の財政構造はさらに硬直化の度合いを高めています。

今後、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響により特別区税や特別区交付金などの一般財源に大きな伸びが期待できません。一方、歳出面では、社会保障関連経費や物件費の増加傾向、公共施設の老朽化などに伴い、必要経費は将来に向かってさらに増加することが見込まれます。

このような中、将来にわたり良質な区民サービスを提供し続けるため、今後も、基金と起債を組み合わせる効果的に活用するとともに、限られた財源の効果的な配分と効率的な予算の執行により、財政の健全性を維持し、将来にわたり持続可能な財政運営に努めていきます。

Ⅲ 都区財政調整制度

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

①23区と都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を、都が徴収し23区と都で財源を分け合う特別な制度となっています。令和2年度から、市町村民税法人分の地方交付税原資化の拡大に伴う減収補填分として、法人事業税の一部を加えた額が配分されています。また、3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施する固定資産税の軽減措置に係る当該減収の補填として、固定資産税減収補填特別交付金を加えた額が配分されます。

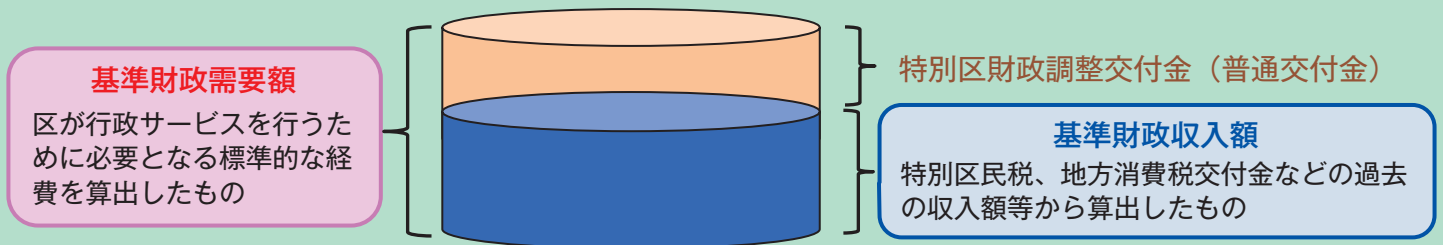
（都区間の配分割合55.1（区）：44.9（都））

②この制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。

〈参考〉

- ・令和2年度一般会計歳入予算1,540億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）264億円（17.1%）
- ・令和3年度一般会計歳入予算1,577億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）254億円（16.1%）

基準財政需要額－**基準財政収入額**＝**特別区財政調整交付金（普通交付金）**



※特別区財政調整交付金のうち、95%が普通交付金、5%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

国による不合理な税制改正について

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、2,500億円に迫る勢いであり、特別区における人口70万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。新宿区への影響額は、約90億円の減収になると試算しています。

こうした不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区は大幅な減収局面を迎えます。こうした状況の中、備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。

（新宿区ホームページアドレス<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>）

このパンフレットは、新宿区の財政状況について、区民の皆様にご覧いただき、区政への関心をより一層高めていただくことを目的に作成しました。

なお、今回ご案内しました「新宿区の財政」のほか、予算・決算については、新宿区のホームページでご確認いただけます。

令和3年3月発行

編集発行：新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 (03) 5273-4049 FAX (03) 3209-1178

新宿区ホームページアドレス <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



古紙比率70%再生紙を使用しています